



「合意なき離脱」に係る関税 その他税務分野のリスクと 留意点

金保仁（キム・ボーイン）

Director

KPMG Global Japanese Practice

2019年10月

取引例1：英国がEUに物品を供給



ノーディールの場合の取り扱い

関税:

- 英国からの輸出
 - インコタームズに基づき誰が輸出者となるかの確認、英国のEORI番号が必要
 - 英国において事業体(Establishment)を有していることが求められる(または、英国にて事業を行う運送通関業者を利用する。この場合は運送通関業者は連帯責任を負う)
- ドイツにおける輸入
 - インコタームズに基づき誰が輸入者となるかの確認、EUのEORI番号が必要
 - Confirm どこで物品が通関するかの確認(例：一時通過の利用や最初のEU国境)
 - 通関申請の内容に関して代理人への指示(例：商品分類コード、価額、産地)
 - EU域内において事業体を有していることが求められる(または、EU域内にて事業を行う運送通関業者を利用する。この場合、運送通関業者は連帯責任を負う)
 - 輸入関税とVATの支払い口座が必要(EU域内にて事業体を有する者のみ設定可能で当局の認可が必要。運送通関業者が有するものを有料で利用することで代替可能)
- 輸入に関するCFSP(税関貨物簡易手続き)の利用を含む通関手続きに要するコスト(運送通関業者の有する認証の利用)

VAT:

- 英国からの輸出(輸出免税の適用を受けるための証憑の保存の徹底)
- ドイツにおける輸入
 - 輸入国におけるVAT登録が要求されるもしくは、再輸出免税の利用の検討
 - 当該EU加盟国で事業体を有していない場合は、税務代理人の任命が求められる場合がある。
 - VAT申告事務の遵守
 - 輸入VATの支払い猶予規定のような、利用できる簡便化ルールの有無の確認

現在の取り扱い

関税:

- 該当なし: 自由流通

VAT:

- 英国からの搬出 Despatch (イントラスタットによる報告対象)
- ドイツにおける搬入 Acquisition (イントラスタットによる報告対象およびVATのセルフアカウンティング - キャッシュフローへのインパクトはない)

英国：「合意なき離脱」の場合の簡易手続き

ノーディール・ブレグジットの際の暫定関税税率

- 英国政府はノーディール・ブレグジットとなった場合に適用される暫定関税税率を公表している。当該税率はEU外からの輸入にも適用される。
- 10月8日付で当該措置の見直しが発表され、HGV、バイオエタノールおよび衣類の関税率が見直された。
- 当該措置が適用された場合、英国への輸入総額の88%は関税がかからない一方、12%は関税がかかることとなる。
- 暫定税率は英国から見た輸入にのみ適用される措置であり、離脱から12か月間の限定的な措置である。EUが同様の経過措置を適用する動きは現時点ではない。
- アイルランドと北アイルランドの国境における措置については別途、プランが提案されている。

輸入VATへの影響

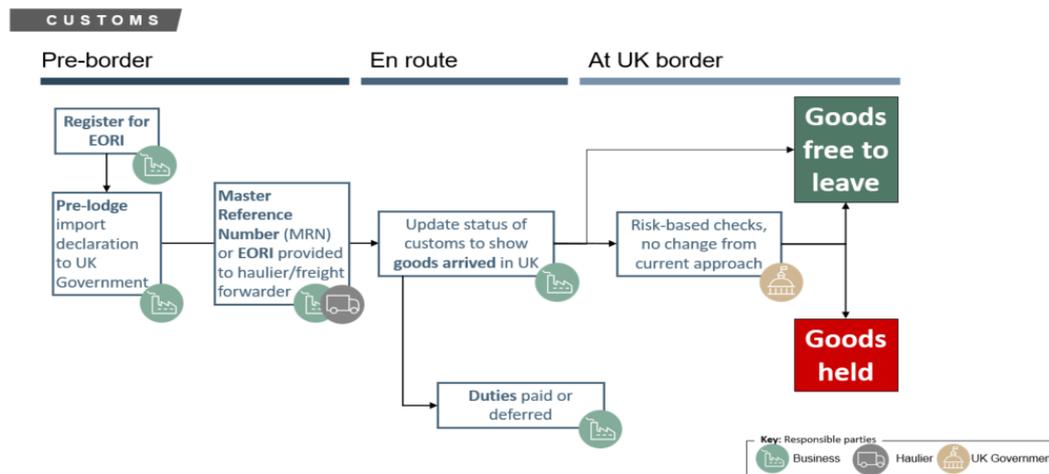
- EUからの輸入に対してもVATが課されるため英国内のVAT登録事業者は影響を受けるため、輸入VAT支払猶予制度(Postponed Import VAT Accounting) が導入される
- この制度では、輸入時にVATは支払わず、申告時に要支払額をVAT申告書上で控除をすることが可能となる。輸入VATはオンラインで毎月確認することが可能であり、申告時の証憑となる。
- 輸入通関時時にはVAT登録番号が必要となる。
- 当該措置は135ポンド以下の郵便物には適用されない。

英国：「合意なき離脱」に備えた簡易制度

暫定簡易手続き Transitional Simplified Procedures:

- EUから英国のすべての港湾への輸入に関して利用可能な簡易手続き – 事前登録が必要 (simple application form)
- 主なメリット: 通関に要求されるすべての情報の提出と関税の支払いに関する時間的猶予 (当初の輸入時点より最大12ヶ月)
- 英国内に事業体を有する者のみ申請が可能、また、その他の特殊な通関手続きとの併用は許されていない
- EORI(Economic Operators Registration and Identification)の登録・取得が必要とされ、輸入関税・VAT支払い用口座が開設されていることが要求される (関税が課税される場合)
- 通関手続きの流れは、対象物品が標準品であるか規制品(魚、物品税対象品、武器など)、2種類に分かれる
 - **規制品:** 簡易国境申告(Simplified Frontier declaration)を行う。物品が英国に到着した際に翌営業日までにシステム上の到着“Arrive”登録を済ませる。補足申告をその後行うが、最大12ヶ月の猶予期間が与えられるかは未定(CFSPと同様の翌月第4営業日までとされる可能性あり)
 - **標準品:** 申告者の記録上の通関手続きを(物品が国境を超える前までに)行い、英国に物品が到着した後、その日時を入力して自己の記録を更新する。その後、補足申告(supplementary declaration)を当局に対して行う。これには最大6ヶ月の猶予が与えられる。(10月31日から来年4月30日までの輸入に関して、来年5月7日までに申告)

(Excerpt from RoRo border imports on Day 1 - from HMRC EU Exit Business Readiness Event Jan 2019)



注記: 輸入者もしくは運送通関業者が税関貨物簡易手続(CFSP : Customs Freight Simplified Procedures)の認定を受けている場合には、上述の手続きと類似した代替手続きによって輸入することができるが、補足申告期限が翌月初となり、時間的猶予に大きな差がある

フランス・オランダ：「合意なき離脱」への対応状況

フランス（続き）：

- 関税の申告はDELTAと呼ばれるオンラインシステムで可能。普通貨物はDELTA-G、速達貨物はDELTA-Xを利用する。オンラインシステムは24時間、365日利用可能であり、30日前から申告できる。
- ル・アーブル港、カレー港、ダンケルク港、英仏海峡トンネルなど英国に面した地域を中心に2020年までに700名の通関職員が配備される予定。2019年1月には580名の通関・検疫職員を影響が大きい地域に配備する計画が首相の指示のもと開始されている。
- 上記の措置の結果、輸出関税の申告に起因する物流遅延は回避できると行政は自信を見せている。また、他のEU国に移送される場合は、一次通過手続きを申請することで、最終到着国まで通関を遅らすことも可能

オランダ

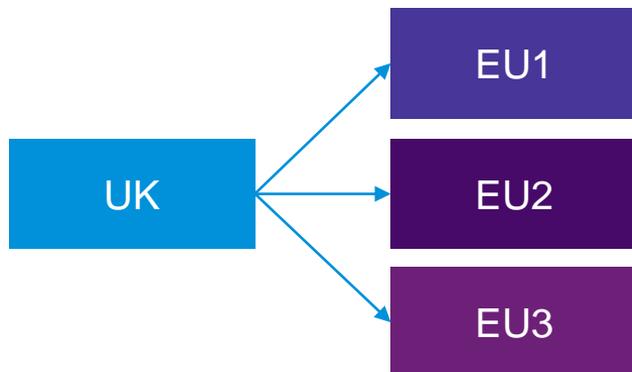
- EUで最もブレグジットへの準備が進んでいる国の一つである。
 - 930名の通関職員を追加的に雇用することを計画しており、既に600名はトレーニングを完了している。
 - 100名の検疫職員を既に雇用済み。
 - 獣医師の新たな雇用については人手不足であり計画よりも遅れている。
- 英国との貿易の主要港における状況
 - フェリーでの輸送がメインであり、オランダ国内における道路の混乱を避けるべく民間と行政が協調している。具体的には輸出に必要な手続きを完了しない限り、貨物業者はフェリーのチケットを手に入れることが出来ない仕組みになっている。当該制度はPortbaseによって開発された。

CHANNEL/NORTH SEA SIVEP COASTAL POINTS OF ENTRY

(SIVEP : Veterinary and Phytosanitary
Border Inspection Department)



取引例2：電子商取引 (B2C)



現在の取り扱い

関税:

- 該当なし: 自由流通

VAT:

- 英国からの遠隔地売上、英国のVATが課税
- 各国でVAT登録が要求され、売上VATを付加せねばならない
売上高基準の確認が必要。(€100,000 または €35,000)

ノーディールの場合の取り扱い

関税:

- 英国からの輸出 / EU各国における輸入: インコタームズに基づき誰が輸出者・輸入者となるかの確認
 - €150までの低額免税制度が個人向け販売に適用できる。この場合、個人が輸入者でなければならない(ただし、販売者が購入者のために運送通関業者を手配することが可能)。このため、代金精算時に購入者から運送代金を明示の上徴収することが必要で、返品の際の取り扱いなどT&Cの整備が必要である。
 - 代替方法としては、英国の販売者がEU各国にて輸入者となることも可能。この場合は、販売者はEUにおけるEORIが必要となる。もしくは、EUで事業を行う運送通関業者(連帯責任を負う)に委託することが必要となる(輸入関税・VAT支払い口座の利用の可否を確認)。

VAT:

- インコタームズに基づき誰が輸出者・輸入者となるかの確認
 - VATに関しては、個人向け販売の低額免税制度は€18までの販売にのみ適用。このため、殆どの場合、購入者の居住国の税率でVATが課税される。
 - もし英国の販売者が購入者の居住国で輸入者となる場合は、そのEU国でVAT登録業者となることが必要となり、当該国のVAT申告納税義務を負う。この場合、英国が設けた輸入VATの支払い猶予制度に類似する制度が存在しない場合は、VATの申告納税に関わるキャッシュフローへのインパクトが生じる可能性がある。

取引例3：日EU EPA



現在の取り扱い

関税:

- 英国への輸入には日EU EPAの特恵関税率が適用される。(ただし、原産地国ルールの所定要件を満たしている場合)
- EU域内で自由流通

VAT:

- 英国に輸入された時点で輸入VATの支払いが必要となる。その後、VAT申告書を通じて回収することとなる。輸入VAT証明書(C79)を証票として保存。
- 英国からの搬出 Despatch (イントラスタットによる報告対象) EUにおける搬入 Acquisition (イントラスタットによる報告対象) およびVATのセルフアカウンティング- キャッシュフローインパクトはない)

ノーディールの場合の取り扱い

関税:

- 英国への輸入の際の関税率が高くなる可能性。(日本・EU EPAの恩典を利用できず、英国・日本間のEPAがないため)
- 英国からの輸出とEUへの輸入 - EU側で関税が課税 (前述のように、誰が輸入者・輸出者になるか要確認)

VAT:

- 輸入VATは申告書上で支払い・還付の処理を行う(PIVA制度、キャッシュフローインパクトをなくすため)
- 英国からの輸出はゼロ税率。(輸出を証明する証票の保存が必要)
- EUへの輸入
 - 部品が通関する場所に左右されるが、輸入国でVAT登録が必要となるか、再輸出免税の活用を検討
 - 輸入者がEU域内で事業体を有していない場合は、税務代理人の任命が求められる場合がある
 - VAT申告事務の遵守
 - 輸入VATの支払い猶予規定のような、利用できる簡便化ルールの有無の確認

VAT登録のルール 例示

	ドイツ	オランダ	フランス	イタリア	ポーランド
非居住者のVAT登録の可否	可	可 (税務代理人が必要)	要	可 (税務代理人が必要)	可 (税務代理人が必要)
非居住者が輸入者となる場合のVAT登録の要否	要	否	要	要	要
国内に事務所を開設した場合のVAT登録の要否	要	否	要	要	要
VAT税務代理人の要否	Optional (登記された事務所がある場合は不可)	可 (税務代理人が必要)	Optional (登記された事務所がない場合は必須)	要	要



kpmg.com/uk



The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2019 KPMG LLP, a UK limited liability partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in the United Kingdom.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International. | Create KGS: CRT064660A